

平成21年度 奈良市都市景観審議会第3回広告物部会会議録	
開催日時	平成21年5月18日(月) 13時30分から15時30分まで
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 第1研修室
議題	<p>議案 (部会長の選出)</p> <p>諮問案件 (奈良市屋外広告物条例改正(案)について)</p> <p>(1) 責務の明確化について(案)</p> <p>(2) 適用除外規定の変更について(案)</p> <p>(3) 許可基準の変更について(案)</p> <p>(4) 経過措置の取扱いについて(案)</p>
出席者	<p>委員</p> <p>岡田委員、川崎委員、北委員、中田委員</p> <p>【 計 4人出席 】</p> <p>(中村委員・柳谷委員は、欠席)</p>
	<p>事務局</p> <p>堀内都市整備部まちづくり指導室長、 西田景観課長、仲谷景観課長補佐、西本係長、河嶋</p>
開催形態	公開 (傍聴人 1人)
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長に川崎委員が選任されました。 ・奈良市屋外広告物条例改正(案)について、了承されました。 (1)責務の明確化について(案) <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見はありませんでした。 (2)適用除外規定の変更について(案) <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見はありませんでした。 (3)許可基準の変更について(案) <ul style="list-style-type: none"> ・今回提示した許可基準の変更に加えて、屋外広告物の盤面における文字の大きさの基準も加えたらどうかという意見が出ましたが、デザインの規制は困難なため、今後の検討課題とすることになりました。 (4)経過措置の取扱いについて(案) <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見はありませんでした。
担当課	都市整備部 まちづくり指導室 景観課
議事の内容	
<p>議案 部会長の選出について</p> <p>委員の互選により、部会長に川崎委員が選任されました。</p>	

<p>諮問案件 奈良市屋外広告物条例改正(案)について</p> <p>(質疑・意見の要旨)</p> <p>(1) 責務の明確化について(案)について</p>	
岡田委員	「責務の明確化」とありますが、罰則規定はありますか。
事務局	すでに条例に罰則規定はあります。それを行使するまでに、抑止力にしたい。
<p>(2) 適用除外規定の変更について(案)</p> <p>(質疑・意見の要旨)</p>	
川崎委員	国とか県とかは適用除外ですが、公共同士で、ある程度調整はするのですか。
事務局	調整はします。しかし、公共組合・公法上の独立法人、公法上の財団法人については普通の手順をおってもらい許可申請が必要となります。学校であっても、国立の大学であれば国立学校法人であるので、許可申請が必要です。
<p>(3) 許可基準の変更について(案)</p> <p>(質疑・意見の要旨)</p>	
中田委員	「禁止地域における面積制限の追加」についてよいと思いますが、広告物における文字面積の制限はないのですか。広告物の大きさの基準はありますか。
事務局	文字の大きさの規制ではありませんが、高彩度色の規制があります。企業カラー、企業名等は高彩度色の使用が多いのですが、高彩度色が全く使用できないと企業カラーを掲出できなくなるので、高彩度色の使用を広告物の30%以下という規制をしています。ただし、文字の大きさの制限はありません。
中田委員	広告物における文字面積の制限はしないのですか。盤面ギリギリまで表示されたら見苦しい。
事務局	業者の考えとして、広告物において文字の割合を小さく規制したら広告物自体を大きくします(文字を大きくするため)。広告物自体の大きさの規制として20㎡までとあり、その面積の中であれば文字の大きさ等表現の中身まで制限していません。
川崎委員	看板は文字がたくさんあったらすぐに読めない。看板としては、パッと情報をすぐつかんで欲しい。ロゴマークとか、デザインされた文字は、いろいろな会社によって使われていますが、ロゴマークであれば、大きくて1・2文字くらいでパッとわかります。大きい文字にすれば字数は縮まる傾向にありデザイン化されてきます。小さい文字であれば正確な内容でないとわかりにくい。デザインの中身までは規制できない。

事務局	デザインの中身の規制は難しいです。
川崎委員	高彩度色の使用30%以下ということだが、その中であればかなり派手な色彩でもよいのですか。
事務局	今まで企業カラーにそんなに固執するところはありませんでした。（高彩度色の使用をベースと文字を）反転していただいたりと工夫してもらっています。
川崎委員	<p>海外の歴史都市での事例では、建物は伝統的だが、看板は小さいけれど非常に派手な色彩である。しかし、コントラストも綺麗である。</p> <p>建物と調和しており小さければ派手でもいいのではないのでしょうか。誰が判断するのかという話で、個人的な意見だが。</p> <p>広告業者もだんだんデザインが洗練されてきているし、奈良市の考えにかなり理解してくれています。</p> <p>まずいところがあれば、今後改正していくということはどうですか。</p>
事務局	屋外広告物条例が奈良県より委譲され、7年間。その間、係・課で業務をしていき、企業に協力していただき運用してきました。景観計画との関連性もありますが、7年間培ってきた経験の中で、でてきた問題を条例改正という形で今日の案件とさせていただきます。委員のご意見は次の検討課題とさせていただきます。
川崎委員	<p>デザインとは、色と形と周りとの調和である。そのため、決めにくいところがある。</p> <p>窓口配布資料だが、色相とかをマンセル記号で表す、マンセル記号がすぐわかる人はいないと思うが、配布するのはよい。Rは赤とか、わかりやすい。制限についても、色相ごとであることがわかる。</p> <p>いろいろなことは、ひとつの統一方針で長く続けていくとだんだんよくなるということだ。</p> <p>建植広告物と野立看板の違いは？</p>
事務局	<p>建植広告物は、建て植える、と記すが、独立型の広告物で、5m以下のものを指します。また、広告塔とは、独立型で5mを超えるものを指します。</p> <p>今回は、建植広告物を広告板と読み替えます。しかし広告塔についてはそのままです。</p> <p>野立看板とは、広告物の種類ではなく、道路端に立っている案内看板のことです。条例上この名称はできません。</p>
川崎委員	野立看板とは、建植広告物と広告塔をまとめた総称したものではないのですか。
事務局	企業等が自己用に建てる独立型の広告物で5m以下なら建植広告物と呼

川崎委員	びますし、案内看板でも5 m以下なら建植広告物と呼びます。 「野立看板の基準の追加」とあり、その下に「建植広告物」と「広告塔」があるので、総称かと思いました。野立看板が別にあるのですか。
事務局	他人の土地を借りて掲出している看板のことです。条例上の区分けはありません。
中田委員	「据置広告板」とあるが、キャスター付のものを歩道に設置してよいのですか。
事務局	もし、道路占用許可を取得できたとしても、奈良市屋外広告物条例に「自己用のみ」という規定を設けるので敷地内にしか設置できず、許可しません。今は、道路占用許可担当課と連携しており、どちらかだけ許可するということはありません。
中田委員	許可されていない物でも歩道に設置しています。
事務局	確かにそういったものがありますので、簡易除却という業務が月2回あって、撤去したり注意したりしています。こういった規制を設けていきたい。
(4)経過措置の取扱について(案)	
特に意見はありませんでした。	
その他 (質疑・意見の要旨)	
中田委員	屋外広告物条例について事前相談窓口のようなものはありますか。
事務局	景観課色彩・広告物係が窓口で図面にて相談にのります。 今回、景観計画の中で屋外広告物についても届出制度を設けます。工事する30日前までに届出してもらい、その上で屋外広告物の許可を提出してもらいます。
川崎委員	建築文化賞のような表彰制度を屋外広告物でも設けたらどうでしょうか。
事務局	奈良県広告美術塗装業協同組合が主催している表彰制度に補助をし、協賛させてもらっています。景観計画の中で立ち上げていきたいと考えています。